

令和2年6月1日（月）

保護者各位

豊見城市立豊見城中学校  
校長 川上 一  
（公印省略）

## 暴風警報（特別警報）発令時における学校の臨時休業 並びに生徒の安全確保について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、本校の教育活動に際し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今年も台風の襲来が見込まれる時期となりました。

つきましては、暴風警報（特別警報）発令時における本校の臨時休業及び登校等の目安をお知らせするとともに、併せて、台風接近時の生徒の安全確保につきまして、ご家庭での十分なご指導とご協力をお願い申し上げます。

### 1 臨時休業の取り扱いについて

(1) 台風接近時に臨時休業となる（登校しなくてもいい）場合について

- ① 暴風（特別）警報等が発令されているとき。
- ② 暴風（特別）警報等の解除が、午前7時を過ぎてから行われたとき。

(2) 暴風（特別）警報等の解除に伴い、登校しなければならない場合について

- ① 午前6時までに解除となったとき。  
→バスの運行再開等を確認し、午前8時15分までに登校。  
(平常通り授業実施、給食あり※)

※給食の献立が変更する場合があります。

また、停電により給食が提供できない場合があります。

- ② 午前6時～7時前に解除となったとき。  
→バスの運行再開等を確認し、午前8時30分までに登校。  
(午前中のみ授業、給食なし)

### 2 生徒の安全確保について

(1) 登校後に暴風（特別）警報等が発表されたときは、自然災害から生徒を守るため「安全確保」を優先し、保護者への連絡、保護者引き取りが原則となります。（豊見城市教育委員会）

(2) 台風による被害には、ご家庭でも十分に留意しつつ、生徒が危険な場所に立ち入ることがないように、生徒にご指導ください。特に川の水は、急に増水する恐れもあります。また、突風による飛散物でのケガ等も考えられますのでご注意ください。天候が回復するまでは、必要以上に屋外に出ることがないようにお願いします。